

# 第5回三木市・吉川町合併協議会

平成16年7月22日(木)

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	第5回三木市・吉川町合併協議会		
開催日時	平成16年 7 月 22 日(木) 開 会 午後1時30分 閉 会 午後2時50分		
開催場所	吉川町総合中央活動センター		
議長氏名	加古房夫		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
会議事項	1 議 題	2 会議結果	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり		
会議資料	第5回協議会会議資料 1式		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成16年8月26日		署名委員 亀 井 美 鈴 印 井 川 隆 雄 印	

## 第5回三木市・吉川町合併協議会出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
1号委員	三木市	加 古 房 夫	
	吉川町	岩 波 勉	
2号委員	三木市	森 本 吉 治	
	吉川町	永 塩 崇	
3号委員	三木市	西 垣 秀 美	
	吉川町	田 中 修 身	
4号委員	三木市	井 川 隆 雄	
		和 泉 藤 枝	
		岡 田 保	
		小 河 壯 太	
		中 井 昭 八 郎	
		西 田 博 之	
		西 本 凱 昭	
		宮 脇 史 郎	
		安 福 恵 子	
	吉川町	大 西 俊 昭	
		大 前 政 博	
		亀 井 美 鈴	
		高 橋 早 弓	
		中 久 保 通 彦	
		西 原 雅 晴	
		西 山 利 幸	
		藤 田 芳 明	
	吉 田 ・ 規		
	共 通	櫛 笥 享 夫	
顧 問	共 通	鷲 尾 弘 志	

三木市・吉川町合併協議会幹事会等出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
幹 事	三木市	澤 田 頼 男	
		井 本 智 勢 子	欠
		網 谷 喜 明	
		告 野 衛 治	
		小 山 久 男	
		小 西 利 隆	
	吉川町	香 下 利 忠	
		長 谷 川 義 雄	欠
		岸 本 良 仁	
		小 俵 健	
上 北 隆 昭			
健康福祉部会長	三木市健康福祉部長	清 水 静 夫	
健康福祉部会副部会長	吉川町健康福祉課長	大 垣 早 苗	
健康福祉部会	吉川町健康福祉課参事	尾 崎 正	
国保・介護分科会長	三木市健康福祉部国保介護課長	近 藤 眞 三	
国保・介護分科会	三木市健康福祉部国保介護課課長補佐	藤 原 茂 芳	
国保・介護分科会	吉川町住民生活課参事	山 本 貴 美 江	
消防・防災部会長	三木市消防長	岡 本 忠 文	
消防・防災分科会	三木市消防本部総務課長	吉 村 敏 郎	
消防・防災分科会	吉川町住民生活課長	吉 本 孝 好	
電算分科会長	三木市企画部情報政策課長	清 水 松 夫	
税分科会長	三木市総務部税務課長	真 嶋 信 幸	
税分科会	吉川町総務財政課参事	藤 田 正 利	
総務・人事分科会長	三木市総務部総務課長	井 上 達 夫	
人権・同和分科会長	三木市健康福祉部人権尊重推進室長	奥 野 保	
人権・同和分科会	三木市健康福祉部総合隣保館長	村 上 正 文	
人権・同和分科会	三木市教育委員会人権教育推進室長	大 東 太 郎	

選挙分科会	三木市選挙管理委員会書記長	藤 田 剛	
財政・管財分科会	三木市総務部財政課長	大 西 浩 志	
水道分科会	三木市水道部総務課副課長	岸 本 昌 典	
	三木市民病院事務部総務課長	近 藤 昌 樹	
	三木市議会事務局長	生 田 俊 博	
	吉川町議会事務局長	森 本 幸 三	
	三木市企画政策課長	藤 原 良 一	

### 三木市・吉川町合併協議会事務局出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
事務局	局長	小 谷 政 行	
	次長兼 総務係長	藤 田 均	
	計画係長	梨 原 正 純	
	調整係長	廣 岡 喜 人	
	調整係主任	山 本 佳 史	
	総務係主任	廣 井 愛 邦	
	計画係主任	岩 崎 英 也	

# 第5回三木市・吉川町合併協議会会議結果概要

と き 平成16年7月22日(木) 13:30~

ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 会議録署名委員の指名 井川委員 亀井委員

## 4 議 事

### (1) 報告事項

報告第14号 平成15年度末の財産・負債の状況について

承認

### (2) 協議事項

協議第20号 国民健康保険事業の取扱いについて

承認

協議第21号 介護保険事業の取扱いについて

承認

協議第22号 消防団の取扱いについて

承認

協議第23号 各種事務事業(情報システム事業)の取扱いについて

承認

協議第24号 各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その1)について

承認

### (3) 提案事項

提案第25号 地方税の取扱いについて

提案第26号 一般職の職員の身分の取扱いについて

提案第27号 各種事務事業(情報公開)の取扱いについて

提案第28号 各種事務事業(納税関係)の取扱いについて

提案第29号 各種事務事業(人権(同和)対策関係事業)の取扱いについて

提案第30号 その他必要な事項の取扱い(その1)について

<p>小谷事務局長</p>	<p>開会 午後1時30分</p> <p>皆さん大変お忙しいところご苦労様でございます。定刻になりましたので、これより第5回三木市・吉川町合併協議会を始めさせていただきます。</p> <p>会議を始めるに当たりまして、三木市・吉川町合併協議会会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>加古会長</p>	<p>こんにちは。本日、第5回の三木市・吉川町合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、また、お暑い中お繰り合わせご出席をいただきまして本当にありがとうございます。また、平素は合併問題につきまして格段のご指導とご協力を賜っておりますこと、本当にありがたく、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、三木市におきましては、ご承知のとおり、先日、市制施行50周年記念式典を行わせていただきました。委員の皆様方の中でもご出席いただき、会を盛り上げていただきましたことに感謝いたすところでございます。</p> <p>また、今さら申し上げるまでもなく、吉川町におきましても50年という式典が近く行われる、こういうことでもございますし、この50年という切りに、また新たな発足が深められるとき、今さらながら、その50年という歴史の重みというものもつくづくと感じるところでございます。</p> <p>そうした思いをいたしながら、本日の第5回合併協議会を迎えておるわけでございますが、この提案させていただきますものにつきまして格段のご協力を賜りますことをお願い申し上げます。</p> <p>本日の協議会では、委員の皆さん方からいろいろと要望いただきましたこと、特に平成15年度の決算見込みが出てまいりましたので最初にご報告を申し上げ、提案をさせていただいております6件につきまして調整をいただきたく願っております。内容等々につきましては後ほどご説明申し上げますので、慎重ご審議の上ご賛同を賜りますことをお願い申し上げます。</p>

<p>小谷事務局長</p>	<p>また、次の調整につきましても提案をさせていただこうと考えております。よろしくお願ひ申し上げ、皆さん方の熱心なご協議を重ね重ねお願ひ申し上げまして、初めに当たりましたのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速ではございますけども、加古会長の方より議事の進行の方をよろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、早速議事に入らせていただきます。</p> <p>議事日程の会議録録署名委員の指名をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。会議録録署名委員につきましては、今回は三木市の井川隆雄委員、吉川町の亀井美鈴委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、まず議事に入る前に報告事項でございます報告第14号 平成15年度末の財産・負債の状況について、事務局よりご説明を申し上げます。よろしくご審議願ひます。</p> <p>それでは、資料の1ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>報告第14号 平成15年度末の財産・負債の状況についてをご報告申し上げます。</p> <p>次の2ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>今回報告を申し上げます平成15年末の財産・負債の状況につきましては、第2回協議会で吉川町の財産及び負債の取扱いについて協議いただきまして、吉川町の財産、施設及び負債はすべて三木市に引き継ぐものとして承認をいただいておりますが、その際、資料について新しいものを提示するよう求められておりました。そこで、このたび15年度末のデータが整いましたので、ここに報告するものでございます。</p> <p>なお、この数値は決算見込みというものでございまして、今後、議会の認定が必要となりますので、その点よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

まず、一般会計、特別会計であります。

土地につきましては、三木市では約248万平米となっています。市役所、学校等の公共施設等の土地であります。吉川町では約56万平米となっております。

建物は三木市が約27万平米あり、吉川町では約5万平米であります。平成15年度に山田錦の館が建設され増加となっております。

有価証券につきましては三木市のみでありまして、主に三木鉄道株式会社、みきやま株式会社の証券でございます。約2億円となっております。

次に重要物品でございますが、主なものといたしましては公用車、作業車でございます。三木市が217台、吉川町が93台となっております。

次に債権であります。これは三木市において三木鉄道経営対策事業への貸付金が主なものでございます。

次に出資による権利につきましては、主なものといたしまして三木市スポーツ振興基金、三木市福祉公社等でございます。吉川町の主なものといたしましては、吉川温泉よかたん、山田錦の館を運営する吉川まちづくり公社等への出資でございます。

次に基金でございますが、三木市では財政基金のほか17の基金で合計93億円となっております。一方、吉川町では財政基金のほか8つの基金で43億円となっております。

温泉権につきましては、吉川町の吉川温泉よかたんのものがございます。

記載残高につきましては、三木市が630億円、吉川町が97億円となっております。

また、三木市の方では病院会計がありまして、それぞれ資産が62億、負債が8億9,000万、資本が53億円となっております。

水道会計におきましては、三木市が資産119億円、負債が2億6,000万円、資本が11億6,000万円となっております。吉川町の方で

<p>加古議長</p>	<p>は資産が31億円、負債が4,800万円、資本が30億円となっております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。</p> <p>ただいま15年度末の財産・負債の状況について報告が終わりましたが、ただいまの報告第14号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ないようでございましたら、またお気づきのときにご発言いただくことにいたしまして、次に進めさせていただきます。</p> <p>まず、協議に入るわけでございますが、協議事項の第20号 国民健康保険事業の取扱いについての協議を行わせていただきます。</p> <p>内容につきましては、事務局より説明願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議事項の説明に入らせていただきます。</p> <p>前回提案をさせていただきました資料から一部訂正なり補足説明をしていく部分がございますので、その部分も含めて説明をさせていただきます。</p> <p>会議資料3ページをお開きください。</p> <p>協議第20号でございますが、国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとするをいたしまして、1として国民健康保険税の税率については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度から三木市の制度に統一する。2として保険給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。3として国民健康保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一すると定めるものでございます。</p> <p>次に4ページをお開きください。</p> <p>4ページのところは資料の中で前回の訂正部分なり追記をした部分がございます。</p> <p>1つは1番目の吉川町の税率におきまして、介護分の所得割が前回は0.7%となっておりますが、前回、口頭ではございますが訂正をさせていただきました。今回の資料では0.8%と訂正させて</p>

いただいております。

2つ目は3番目の国民健康保険運営協議会の調整の具体的内容におきまして、括弧書きで委員の取扱いについては、特別職の職員の取扱いの項目で別途協議するということを追記させていただいております。

この協議項目の国民健康保険事業につきましては、両市町に一部税率、給付制度、協議会組織に違いがあります。

1つ目の税率につきましては、そのうち特に医療分につきましては、三木市の住民に変更はございませんが、吉川町の方々につきましては所得割の率が上がるものの資産割がなくなります。また、均等割、平等割につきましては、医療分は下がり、介護分は平等割が上がることとなります。課税の限度額は同額でございます。

よって、吉川町の方々につきましては国民健康保険税の増減があると思われま。ただ、大半の方々につきましては減額になると予想されますが、資産が少なく、所得の多い方は増額する場合がございます。資産割の下がりについては全国的に導入している自治体が少なくなっております。

この国民健康保険税の調整につきましては、平成18年度から三木市の制度に統一しようとするものでございます。

2つ目の保険給付事業につきましても、葬祭費を三木市の額に統一するとともに、人間ドック助成及び無受診世帯への報償についても三木市の制度を適用し、吉川町区域に拡大が図られます。

3つ目の国民健康保険運営協議会につきましては、合併時に三木市の制度に統一するもので、吉川町運営協議会は解散となりますが、三木市の運営協議会委員の改選時には吉川町よりの委員選出に配慮する必要があることから、この国民健康保険運営協議会を含めまして、各協議会、審議会等の委員の取扱いにつきましては、今後、特別職の職員の取扱いの項目で別途協議することにいたしておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

<p>加古議長</p>	<p>次に5ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>5ページは関係法令、また先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上、協議第20号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>協議第20号 国民健康保険事業の取扱いについての説明が終わったわけでございます。ご質問またご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございます。十分ご検討いただいておりますことと存じますので、採決をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第20号 国民健康保険事業の取扱いについて、原案に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>挙手多数でございます。協議20号 国民健康保険事業の取扱いについては原案のとおり決定をいたすことにいたします。ありがとうございました。</p> <p>次に、協議第21号 介護保険事業の取扱いについての協議をお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>協議第21号の説明を事務局よりお願いいたします。</p> <p>それでは協議第21号について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料の6ページをお開きください。</p> <p>協議第21号 介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとするをいたしまして、1、第1号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度に統一する。2、介護認定審査会は、合併時に三木市の制度に統一する。3、介護保険料の減免については、合併時に三木市の制度に統一する。4、社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、合併時に三木市の制度に統一する。5、介護保険運営協議会については、合併時に三木市</p>

の制度に統一する。6、介護保険事業計画については、合併時に三木市の制度に統一するものがございます。

次に7ページ、8ページをお開きください。

まず、資料の変更した部分を説明させていただきます。

3番目の介護保険料の減免につきましては、吉川町におきましては前はなしとなっておりますが、吉川町にも免除規定がありましたので追記をさせていただいております。

また、2番目の介護認定審査会、また5番目の介護保険運営協議会につきましても別途協議の旨を追記いたしております。ご了承願いたいと存じます。

それでは、調整内容について説明させていただきます。

1つ目の介護保険料につきましては、平成18年度が見直しの時期となっているため、合併時につきましては両市町の現行の保険料とし、平成18年度より新三木市の介護保険料を設定し、運営していくこととなります。

2つ目の介護認定審査会につきましては、合併時に吉川町の認定審査会は解散となりますが、協議第20号にもありましたように国民健康保険運営協議会と同じく特別職の職員の取扱いの項目の協議の中で協議会、審議会等の委員の取扱いにつきまして一括して行いたいと思っております。

3つ目の介護保険料の減免につきましては、両市町に減免規定があります。吉川町においては詳細の取り決めがないため三木市の制度を適用しようとするものがございます。

次の4番の社会福祉法人等による利用者負担の減免措置につきましては、両市町で生活困窮者の年間収入の上限に差異があるため、三木市の上限額を適用し、統一しようとするものがございます。

5番目の介護保険運営協議会につきましては、吉川町にないため三木市の制度を適用とするものですが、委員の取扱いにつきましては介護認定審査会と同じ扱いとなり、別途協議いたします。

<p>加古議長</p>	<p>次に6番目の介護保険事業計画につきましては、合併時に三木市の制度に統一しようとするものですが、第2期事業計画は17年度に最終年度となっているため、18年度からの第3期事業計画に向けて、計画準備段階より情報を共有しながら計画を策定することになります。</p> <p>9ページ、10ページには関係法令、先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上、協議第21号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>協議第21号の説明が終わったわけでございます。ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>協議第21号につきましての内容等々につきましては、十分ご清覧いただいておりますことと存じ、ご発言もございませんので採決をいたしたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第21号 介護保険事業の取扱いについて、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
<p>加古議長</p>	<p>(賛成者挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので、原案のとおり協議第21号 介護保険事業の取扱いについては決定をいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>次に、協議第22号 消防団の取扱いについての協議を行います。</p> <p>それでは、協議第22号の説明を事務局よりお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第22号について説明を申し上げます。</p> <p>資料11ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第22号 消防団の取扱いについては、次のとおりとするをいたしまして、1、吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。2、吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐものとし、組織については、合併時に三木市の制度に統一する。また、定数については、合併後に適正化を図る。3、</p>

	<p>消防団員報酬及び手当については、合併時に三木市の制度に統一する。4、消防施設整備に対する補助金については、合併時に三木市の制度に統一するとするものでございます。</p> <p>12ページ、13ページをお開きください。</p> <p>消防団につきましては、三木市消防団に吉川町消防団を統合し、組織の再編を図ることになります。</p> <p>まず、組織につきましては吉川町消防団の組織が三木市の組織体制に改められます。吉川町消防団からは副団長1名、各分団のまとめ役である専任分団長が3名配置されます。そして、今までの小隊編成が分団となり、分団組織が班組織になります。</p> <p>また、報酬・手当につきましては、合併時に三木市の制度に統一いたします。</p> <p>また、消防施設整備補助金につきましても合併時に三木市の制度に統一しようとするものでございます。</p> <p>14、15ページには関係法令、先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>協議第22号の説明、簡単であります、終わらせていただきます。</p> <p>ただいま協議第22号の説明が終わったわけでございます。ご質問、またご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川の藤田です。</p> <p>私たちの生命と財産を守っていただけます消防団の定数の問題ですが、合併後適正化を図ると言われておりますが、たしかことしの2月ごろに団員の削減がなされております。合併後さらに削減されるのか、最低の団員数を何人ぐらいで構成されるかをお尋ねします。</p> <p>もう一点は手当の関係でございますが、出動手当5回と限定されておりますが、それ以上の出勤があった場合、対応はどのようにされるかお聞かせ願いたいと思います。</p>
--	--

加古議長

藤田委員

<p>加古議長 岡本消防・防災部会長</p>	<p>説明をいただけますか。</p> <p>消防本部の岡本です。</p> <p>まず団員の定数につきましてお答え申し上げます。</p> <p>消防団員の団員数の適正化につきましては、今三木市1,006人、吉川町422名の現定数をもって統一化を図ることといたしております。合併後における円滑な消防団運営のために活動の実態、また、団員確保の状況等、検証してまいりまして、合併後5年以内に団員の定数、適正化を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>吉村 消防・防災分科会</p>	<p>消防本部の吉村でございます。</p> <p>2点目の出動手当の関係でございますけれども、現在、三木市の消防団におきましては出動いただく回数というのはなかなか把握できにくいということもございますけれども、基本的には5回を限度で、現実にはそれ以上出動していただいている場合も多々あるわけですが、一つの目安として意識をしておるということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>ご発言がないようでしたら、消防団の組織、定数等々についての協議第22号につきまして、ただいま説明させていただきましたように年限を挿入するという形、5年以内で十分検討をしながら適正化を図ることになるかと存じますので、それをお配りいたしております案から5年というものをひとつ挿入していただきながら、今後適正化を図っていくと、こういうことにさせていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、その修正を加味していただきまして、第22号につきましての意見もないようございますので、お諮りをいたします。</p> <p>消防団の取扱いにつきまして、原案のとおり承認することにつ</p>

<p>加古議長</p>	<p>きましてご賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>協議事項第22号 消防団の取扱いにつきましては、修正をさせていただきますまして、決定することにいたします。</p> <p>協議第23号 各種事務事業(情報システム事業)の取扱いについての協議をお願いいたします。</p> <p>協議第23号の説明をお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは協議第23号について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料16ページをお開きください。</p> <p>協議第23号 各種事務事業(情報システム事業)の取扱いについては、次のとおりとするをいたしまして、情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合するものがございます。</p> <p>17ページをお開きください。</p> <p>調整の具体的内容といたしまして、1つ目は基幹業務のシステムの開発及び運用につきましては、現在の吉川町役場が三木市役所の支所として配置することが決定されておりますので、基幹業務である住民記録、国民健康保険、年金、印鑑証明、税、福祉、健康等については、合併時まで業務が行えるよう市民検討も含めまして調整を行い、住民サービス等に支障のないよう方法を図ることいたします。</p> <p>なお、合併時に統合することが困難なシステムにつきましては、合併後、早期に統合することといたします。</p> <p>よって、合併前よりシステム統合に向け調査研究を行い、住民サービス等に支障のないようにすることを基本に基幹業務のシステムの開発及び運用を図ろうとするものがございます。</p> <p>また、インターネットなど情報系システムにつきましては、合</p>

<p>加古議長</p>	<p>併時に統合すること、さらにネットワークは三木市の体系に統合するものとし、吉川支所とのネットワーク幹線は合併時までに整備すること、学校を含む各公共施設とのネットワークは合併後、整備しようとするものでございます。</p> <p>18ページには先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上、協議第23号の説明を簡単でございますが、終わらせていただきます。</p> <p>協議第23号につきまして説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございますので、採決いたしたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第23号につきまして、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
<p>加古議長</p>	<p>(賛成者挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>多数でございます。原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、協議第24号 各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その1)について協議をお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>協議第24号の内容を説明願います。</p> <p>それでは協議第24号について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料の19ページをお開きください。</p> <p>協議第24号 各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その1)については、次のとおりとするをいたしまして、福祉医療制度については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、母子福祉医療事業については、合併後2年以内に三木市の制度に統一するとするものでございます。</p> <p>20、21ページをお開きください。</p> <p>まず初めに資料の一部訂正を報告させていただきます。</p>

前回、制度について質問がされました乳幼児福祉医療事業につきましてはこちらのように表をつくり、整理をさせていただいております。

また、5番目の母子福祉医療については、所得制限について前回説明しましたが、口頭でやりましたのでわかりにくかったのではと思いますので、所得制限の表をつけ加えさせていただいております。

今回の協議につきましては保健関係の調整が完了したことによりまして、その1として協議をお願いいたすものです。また、衛生関係につきましては、後日の協議とさせていただきます。

この福祉医療制度につきましては、1番目の老人福祉医療事業、2番の高齢重度心身障害者福祉医療事業、3番の重度心身障害者福祉医療事業におきましては、両市町の違いがないため現行のとおりであります。

また、4番の乳幼児福祉医療事業におきましては、三木市は県制度の上に市独自の助成といたしまして、少子化対策の事業の一環でゼロ歳児の通院時の医療費負担を行い、本来なら医療費の1割を負担するところ自己負担なしといたしております。吉川町では県制度に基づき月額5,000円を上限に1割負担が必要となっております。合併後におきましては三木市の制度に統一し、その適用範囲を吉川区域に拡大し、少子化対策事業の充実を図ろうとするものでございます。

次に5番の母子福祉医療制度につきましては、吉川町におきまして医療保険の給付が行われた場合において、三木市では県の制度により基本のとおり所得制限を設定していますが、吉川の場合は所得制限がなく、その自己負担額の全額が公費で負担されております。母子福祉医療制度の所得制限の設定につきましては県一律のものでございまして、それなりの所得がある人につきましては応分の負担を得ようとする調整案でございまして、2年間の猶予期間を設定し、

<p>加古議長</p>	<p>所得制限加味の制度に統一を図ろうとするものでございます。</p> <p>次の22ページには先進事例を掲載しております。</p> <p>以上、協議第24号につきまして説明をさせていただきました。</p> <p>協議第24号の説明が終わったわけでございます。ご質問、またご意見等々についてのご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございますので、採決をいたしたいと存じます。協議第24号の事務事業の内容につきまして、賛成の方々についての挙手をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>賛成多数でございます。協議第24号 各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その1)につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>皆さん方のご協力によりまして、協議事項につきましては原案のとおり、また修正していただきながら決定をさせていただきました。ありがとうございました。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>次、提案第25号から提案第30号まで内容についてご説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>内容の説明をお願いします。</p> <p>それでは、これより提案事項につきまして順次説明を申し上げたいと思います。</p> <p>提案第25号から説明をさせていただきます。</p> <p>資料23ページをお開きください。</p> <p>提案第25号 地方税の取扱いについて、次のとおり提案いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。</li> <li>2、法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成18年2月中に課税標準の算</li> </ol>

定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。

3、固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

4、軽自動車の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

5、入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。

6、都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整するといったすものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。

まず1番の個人住民税の税率につきましては、(1)税額の基準、(2)税率、(3)税額控除、(4)定率控除におきましては、両市町において違いはありませんが、納期が異なっております。三木市では月の17日から月末まで、吉川町は月の1日から月末までとなっております。吉川町においては月の1日からとなっておりますが、納付書の発送が月の中旬ごろになっており、実態としてほぼ三木市の期間と同じとなっておりますので、実態に即して三木市の納期に統一が図られ、平成18年度から実施しようとするものでございます。

2番の法人市民税につきましては、(1)均等割額(税率)について両市町において違いがなく、(2)法人税割額(税率)において違いがございます。税率については各市では三木市と同じ率であり、多くの町は吉川町と同じ率であります。

調整につきましては、合併して吉川町区域も市の区域となりますので、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する提案となっております。

3番の固定資産税につきましては、税率は両市町において違い

がございませんが、納期が異なっております。納期につきましては個人住民税と同じ例であり、実態に即した三木市の制度に統一しようとする調整内容でございます。

26、27ページをお開きください。

4番の軽自動車税につきましては、税率について両市町において違いがございませんが、納期と減免に違いがございます。この納期、減免についても違いが少ないので、調整により平成18年度から三木市の制度に統一しようとするものでございます。

5番の入湯税につきましては、公衆浴場における入浴に対して課せられるものでございまして、いわゆる温泉利用者が対象となっております。税率につきましては両市町において違いがなく、課税免除に違いがございます。老人福祉施設での入浴も予想されている吉川町の制度に統一することといたしております。

6番目の都市計画税につきましては、三木市では課税区域を設定し、課税が行われておりますが、吉川町では区域の定めがなく、課税対象区域がありません。

そこで合併後、都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含め、新市において吉川区域の総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整しようとするものでございます。

28ページから31ページまでは関係法令、また、32、33ページには先進事例を掲載させていただいております。

次に提案第26号について、ご説明をさせていただきます。

資料34ページをお開きください。

提案第26号 一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案をいたします。

1、吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

2、吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱うとするものでございます。

この一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、後ほど39ページに関係法令として載せておりますが、市町村の合併の特例に関する法律第9条によりまして、合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分として保有するように措置しなければならないとなっております。

よって、法に基づき、吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐこととなります。

職員数については、新市において合併当初に職員増となるため、新三木市の適正な職員数を定めるなど定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めることとするものでございます。

給与、その他の身分の取扱いにつきましても、公正に処理しなければいけないと法に定められていることから、吉川町の一般職の職員と三木市職員との均衡を考慮し、公正に取り扱うこととしております。

次に35ページをお開きください。

この35ページでは両市町の職員として、現在、三木市では市庁の事務局の職員のほか、教育委員会事務局の職員、地方公営企業会計の職員等を合わせ1,007名、吉川町では同じく121名となっております。合併いたしますと、現段階では1,128名の職員数となります。

36ページには職名について及び一般行政職の地位別職員数について説明いたしております。

また、次の37、38ページには、職員の給与関係として初任給、手当、ラスパイレス指数、一般行政職の平均給与、経験年数別の平均給与月額をあらわしております。

また、39、40ページには法令と先進事例を掲載いたしております。

26号関係については以上でございます。

次に提案第27号について、ご説明を申し上げます。

資料の42ページでございます。

提案第27号 各種事務事業（情報公開）の取扱いについて、次のとおり提案をいたすものです。

情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一するものがございます。

43ページをお開きください。

43ページの調整内容といたしまして、一番上の情報公開制度につきましては、三木市、吉川町ともに条例化されておりましたが、市民、町民に広く情報が公開されておりますが、情報公開手数料において違いがあります。三木市は有料、吉川町は無料となっておりますが、次の個人情報保護制度との整合を図るためにも事務手数料は有料とし、コピー代金については低額の三木市の料金を採用し、三木市の制度に統一しようとするものがございます。

2の個人情報保護制度につきましては、吉川町において条例が制定されておきませんが、より適正な取扱い確保のため制定されております三木市の制度を適用しようとするものがございます。

44ページは関係法令、先進事例を掲載いたしております。

以上、27号についての説明でございます。

次に、提案第28号につきましてご説明をさせていただきます。

資料の45ページでございます。

提案第28号 各種事務事業（納税関係）の取扱いについて、次のとおり提案をいたします。

吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止するものがございます。

46ページをお開きください。

この個人住民税及び固定資産税の納期前納付の報奨金につきましては、三木市の方では徴税の早期確保、自主納税意識の高揚といった制度創設時の目的が達成されたこと、また、市・県民税では、サラリーマンは利用できず、また、資金的に余裕のある人しか利用できないなど、税負担の公平性から問題があること、兵庫県下では既に多くの市で廃止をしていること等から、平成16年度に廃止をいたしております。

一方、吉川町では現在この制度があり、実施をいたしております。しかしながら、吉川町でも三木市と同様に制度創設時の目的が達成されたとの判断及び徴税コストの見直しを考慮いたしまして、平成18年度から廃止しようとするものでございます。

47ページには関係法令、先進事例を掲載いたしております。

以上、28号についての説明を終わります。

次に、提案第29号についてご説明申し上げます。

資料の48ページでございます。

提案第29号 各種事務事業（人権（同和）対策関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案いたします。

1、人権尊重まちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。

2、人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

3、人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に三木市の制度に統一する。

4、人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。

5、人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

6、隣保館については、現行のとおりとするというものでございます。

49、50ページをお開きください。

まず49ページの1番目の人権尊重のまちづくり基本計画につきましては、吉川町にはなく三木市においては人権尊重のまちづくり条例に基づきまして計画が策定されており、その計画に基づき施策の推進に取り組むことといたしております。吉川町の地域についても合併時には三木市の人権尊重まちづくり基本計画を適用し、この計画に基づき各事業を実施しようとするものでございます。

2番の人権教育総合推進事業については、1の教育事業において両市町で実施されており、事業内容において違いがあるものの、地域の実情にあわせ実施することとし、(2)人権リーダー育成・派遣事業、(3)人権教育団体活動助成事業については、三木市の制度に統一し、吉川町区域にも適用しようとするものでございます。

大きな3番の人権教育指導専門員、人権教育指導員については吉川町にはないため、合併後1年以内に人権教育指導員を吉川町に配置しようとするものでございます。

次に51ページ、52ページをお開きください。

4番の人権啓発イベントにつきましては、合併時に三木市の制度に統一し、吉川町のあったかいてここちよい祭は、三木市の市民じんけんの集いに統合し、現在、吉川町で開催されているあったかいていいな大会は、三木市内の各地区で実施いたしております三木市人権・同和教育推進協議会の研究大会に位置づけ、存続を図ろうとするものでございます。

5番の人権・同和教育協議会については両市町にあるため、合併時に三木市人権・同和教育協議会に統一しようとするものでございます。

次に53ページをお開きください。

6番の隣保館につきましては、現行のとおり運営しようとするものでございます。隣保館運営委員については、協定項目のうち特別職の職員の取扱いで別途協議することといたしております。

54ページには関係法令、55ページには先進事例を掲載いたしております。

以上、29号についてご説明を終わらせていただきます。

次に、提案第30号についてご説明を申し上げます。

資料56ページでございます。

提案第30号 その他必要な事項の取扱い(その1)について、次のとおり提案をするものでございます。

- 1、投票所については、現行のとおりとする。
- 2、期日前投票所については、現行のとおりとする。
- 3、指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4、借地については、合併までに解消に努めるとするものでございます。

57ページ、58ページをお開きください。

57ページの1番の選挙につきましては、吉川町内の投票所は現行のとおり箇所数を確保すること、また期日前投票所についても現行のとおり現吉川町役場内で実施するようにするものでございます。

2番の指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一し、現在、吉川町の方々が利用されている金融機関を新三木市で追加し、住民サービスに支障のないように対応しようとするものでございます。収納事務取扱金融機関に中兵庫信用金庫並びに池田銀行が追加するものでございます。

次に59ページをお開きください。

59ページには三木市と吉川町の借地についての取扱いの調整案を取り上げておりますが、三木市では職員駐車場用地、吉川町では公共施設用地の借地がございます。

まず、三木市においては職員駐車場に約1,400平米の借地がございます。また、吉川町におきましては5万平米に及ぶ大量の借地がございます。その借地の上に、全部ではありませんが公共施設も入

	<p>っております。</p> <p>吉川町の場合も公共施設用地の取得につきましては買収で用地協力をお願いするのが原則ですが、交渉の内容によっては借地対応もやむなしとの判断を行ってきた経緯がございます。しかし、借地では将来において好ましい公共施設用地のあり方ではないということから、合併までに解消に努力するとの調整内容といたしております。</p> <p>以上で30号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>提案事項は以上でございます。</p> <p>ただいま提案事項の第25号から30号までの説明が終わりました。ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川の西山でございます。</p> <p>ここで質問することは、ちょっとややこしくなるかと思うんですが、次の協議事項に出していただくときの出し方について私の意見を述べさせてもらえたらなと思います。</p> <p>46ページの個人住民税及び固定資産税の納期前納付の奨励金につきましては廃止するという説明が今ございました。吉川町は、その制度を今までとっていたわけなんですけど、創設時の目的が達成されたという説明があったんですけども、文言としてはここに出ておりません。</p> <p>しかし、目的が達成されたという評価は個人によって、非常に我々の評価と理事者側の評価と差があるところだろうと思います。といいますのも、この制度を利用される方は大変多いだろうと思うし、現実には有利という判断がおかしいのですが、利用される方にとっては有利なんですけど、現実には、税においてはやはり未納というか数字の割合が徐々にではあるが町内では上がってきているのは事実でございます。三木市の方はどうか分かりませんが。そういった現実を踏まえたときに目的が達成という今の説明はち</p>
--	--

よっとしんどいんではないか。これは文言にないんですから、それはいいんですが、それよりも三木市のサラリーマンは利用できない、あるいは資金的に余裕がある人しか利用できないといった判断が私は一番正しいと、こう考えればいいんじゃないかなと思います。

ですので、次の説明のときには吉川町においては目的が達成されたという表現がもしされるんだったら、私はしんどいなということを申し述べたい。町長がどうお考えかどうかわかりませんが、私個人的には今の税の収納状況からすると、非常にしんどいなと思いますので、次回の協議の際にはお考えをいただきたいなと、このように思っておりますので、ひとつご協議をしておいていただきたいなと、このように思います。

それからもう一つなんですが、58ページ、指定金融機関の取扱いなんですが、三木市の中の郵便局の取扱いについては、4番でその他、個別の収納契約ということに郵便局は入っています。吉川町に関しましては、収納事務取扱金融機関という3番の指定の中に入っておりまして、同じ郵便局であると思うんですが、何か差があるのかなと。

吉川町におきましては、少し奥の方に入りますと郵便局しかなか利用できない地域もございまして、特に交通手段がないような方に関しましては、非常に郵便局が金融窓口として重要な位置を占めている地域もございまして、その他とされたら吉川町の収納事務取扱金融機関、どのような差があるのかな。

今ちょっと説明をいただいたらうれしいのですが、次の協議の材料にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、2点。

郵便局の関係だけでも、その体質、体質というたらおかしいけど、取扱いの状況が違うさかいな。こういう表現がいいのか、一緒にしたらええのかがわからへん。

加古議長

<p>大西 財政・管財分科会長</p>	<p>三木市の財政課の大西でございます。</p> <p>ただいまのご質問でございますが、三木市の場合、いわゆる郵便局との収納代理の契約を結んだときに税とか保育料とか、収入個別に契約をさせていただいております。それから実態的には収納代理の契約と変わらないということでございまして、金融機関の方とよくある同じような収納代金契約を結ぶのか、三木市と今までやってまいりました収入別の個別契約でいくのか協議中ございまして、結論的に申し上げますと、最終的には吉川町民の皆さん方に迷惑がかからない、サービスの低下が及ばないという形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>大前委員</p>	<p>吉川町の大前と申します。</p> <p>非常に厳しいお話を聞かせていただきたいと思うんですが、59ページの一番最後ですね。これは借地につきましてですが、吉川町は借地がたくさんあります。借地については合併までに解消に努めると調整内容というところに書いてありますが、本当にこれがどの程度解消できるのかなという、吉川町民といたしましても本当に大変だなという思いをいたしております。</p> <p>そういった見通しとか、計画とか、その点、三木市に合併した場合の援助とか、そういったところ次回に向けてちょっと聞かせていただければありがたいなという思いがいたします。</p>
<p>香下副幹事長</p>	<p>副幹事長の香下でございます。</p> <p>この点についてちょっとお答えをさせていただきます。</p> <p>ごらんのとおり吉川町にはたくさんの借地、公共施設用地に対しまして借地がございます。これはやはり長い期間のことございまして、やはり農地を手放したくないという、そういう土地の愛着</p>

というふうに考えるものでございますけれども、そういうこともございまして、なかなか農地の買収というのが非常に困難であるかという、そんな経緯がございます。借地であれば何とか協力しようじゃないかということでやむを得ず借地できた。そのまま借地が現実としてございます。

今回、合併のときにいろいろ調整する中で借地というのは好ましくない。公共施設が上にありながら、そこが借地、また借地の改定という、そういうことも一定の期間ごとには発生してくる。そのような中でトラブル等が起こることもあり得る話でございますので、できる限り借地を解消しようという、そういう調整をいたしております。

まず、このすべてを短期間の間でおっしゃるように解消できるものかというのは非常に大きい問題でございますが、やはり努力はしていく必要があるということで、今部会長の中で整理に取りかかっております。実際もう既に返還が可能なもの、また、近年中に返還ができるようなものがあるのかないのか、また、買収に所有者が応じてもらえるのかどうか。そういうことも含めて整理をしまして、買収が可能なところにつきましては、できる限りの買収を進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

澤田幹事長

ちょっと私の立場から申して、幹事長の澤田でございます。

この問題につきましては、三木市で議会の特別委員会にも報告をさせていただいております。そのときにもこの辺については意見が出まして、吉川町は特に借地が多いんじゃないかというようなことが指摘をされたわけでございます。そういうことで、もしこれが大量にそのまま残るということになれば、非常にリスクとして残されてくるんじゃないかということもございまして、ここへ調整案を出しておりますように、できるだけ最大限の努力をしていただきたい。

	<p>もし、それが合併までに解消ができない場合でも、支所に借地の買収に係るセクションを設置してでも、そこで引き続いて、これは取り組んでいただくということが必要じゃないかというふうなことも議論がございました。</p> <p>ということで、合併後に残ったものについては、今言いましたような形で市としても取り組ませていく必要があるというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたい。何とかできるだけ努力をいただきたいというのが思いでございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>ご質問がないようでしたら、協議事項、並びに提案事項についての質問は打ち切らせていただきまして、今後の事務連絡についてご連絡させていただき、議題とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、次第5番目のその他でございますけども、事務局からのお知らせなりお願いでございます。</p> <p>次回の日程につきましては、8月26日、木曜日でございますけども、午後1時30分から、今度は三木市の方の教育センターで開催をさせていただきたいと思っております。</p> <p>この協議会の開催につきましては、これまで大体月1回のペースで開催をさせていただいておりますけれども、そこに挙げておりますように第7回目を9月2日木曜日、午後1時30分から、これも三木市の教育センターの方でお願いをしたいということでございます。</p> <p>これもこの時期になりまして、各分科会での事務調整がほぼ完了してまいりました。したがって、協議会へ提案する案件が出てまいりましたので、このように若干変則的ではございますけれども、9月2日も協議会の開催をお願いしたいと思っております。</p>

<p>加古議長</p>	<p>また、ここには第8回目としては挙げておりませんが、9月の末日といたしまして、9月27日、月曜日でございますけれども、第8回目の協議会を予定させていただいておりますので、また、次回の次第の方に挙げさせていただきますけれども、8回目の9月27日の予定もよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上、事務局の方からのお知らせなりお願いでございました。</p> <p>以上で事務連絡も終わったわけでございますが、本日の合併協議会につきましては、これでお開きとさせていただいてよろしゅうございますか。</p>
<p>加古議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、慎重にご審議をいただきありがとうございました。</p> <p>閉会のあいさつを岩波町長さんの方からお願いいたします。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>どうもお疲れさまでございます。</p> <p>大変厳しい暑さの中、第5回の合併協議会、吉川町で2回目ということでありましたが、開催をさせていただきました。委員の皆様方には大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。</p> <p>また、県の部局長さん、また、鷲尾先生につきましても出席をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。</p> <p>きょうの協議事項は5つの議案でございましたが、いろいろ調整の出てくる中で委員会なり審議会、協議会、こうした委員の数等につきましては、別途、項目を一つに絞って十分に検討して、この協議会でご審議をいただき、こういう形にさせていただいておりますし、消防団の今後の定数につきましては、今後、効率的な組織の中で市民の安全を守っていく、そうした消防団定数はいかようにやっていくかということも5年以内をめぐりに検討していく、こういうことを調整事項の中に入れさせていただきました。</p> <p>すべての議案につきまして全会一致でご承認をいただきまして、</p>

心から厚く御礼を申し上げます。

今、事務局の方から申し上げましたように、今後、9月2回ということで非常にご協議をいただく事項がふえていくのだと、このように考えますが、どうぞ委員の皆さん方には十分ご検討、ご審議をいただきまして、今後の提案をさせていただきます議案につきまして慎重に適切な、妥当な方向性を生み出していただきませうようお願いを申し上げまして、きょうの終わりとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会 午後2時50分